

小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

制定 平成28年 8月23日
最終改正 令和 6年 6月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、小樽市が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「小樽市総合事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）の例による。

(事業の目的)

第3条 小樽市総合事業は、市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、居宅要支援被保険者等に対する効果的、かつ、効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(事業の内容)

第4条 市長は、小樽市総合事業として、次に掲げる事業を行う。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）

ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）

(ア) 指定相当訪問型サービス

法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。）第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。

(イ) 共生型指定相当訪問型サービス

都道府県知事が指定する次の①又は②に該当する事業者（以下「指定居宅介護等事業者」という。）により行われる第1号訪問事業のうち、小樽市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業の人員等に関する基準を定める要綱（以下「基準要綱」という。）第2章第5節に規定する基準によりサービスの提供が行われるものをいう。ただし、指定居宅介護等事業者が(ア)の指定相当訪問型サービスについて、法第115条の45の3第1項の指定を受け又は受けようとする場合を除く。

① 指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）

② 重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。）（以下「障害者総合支援法」という。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）の事業を行う者

イ 通所型サービス（第1号通所事業）

(ア) 指定相当通所型サービス

法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスをいう。

(イ) 共生型指定相当通所型サービス

都道府県知事が指定する次の①から⑤までのいずれかの事業者（以下、「指定生活介護等事業者」という。）により行われる第1号通所事業のうち、基準要綱第3章第5節に規定する基準によりサービスの提供が行われるものをいう。ただし、指定生活介護等事業者が(ア)の指定相当通所型サービスについて、法第115条の45の3第1項の指定を受け又は受けようとする場合を除く。

① 指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）

② 指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）

③ 指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）

④ 指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者（主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通過せる事業所において、指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）を提供するものを除く。）をいう。）

⑤ 指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通過せる事業所において、指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）

ウ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

事業の内容については小樽市地域包括支援センター運営事業実施要綱及び要領に定める。

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防普及啓発事業

事業の内容については小樽市介護予防普及啓発事業実施要綱及び小樽市認知症予防教室実施要綱に定める。

イ 地域介護予防活動支援事業

事業の内容については小樽市地域版介護予防教室実施要綱、小樽市地域住民グループ支援事業実施要綱、小樽市介護予防サポーター養成講座実施要綱及び小樽市委託型介護予防事業（シニアからだづくり教室）実施要綱に定める。

ウ 一般介護予防事業評価事業

- 2 前項に掲げる訪問型サービス及び通所型サービスは、法人である法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）により実施する。また介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターにより実施する。

(事業の対象者)

第5条 前条第1項第1号に掲げる事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 省令第140条の62の4第1号に規定する居宅要支援被保険者
- (2) 省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に掲げる様式第1（基本チェックリスト）の記入内容が同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者（以下「事業対象者」という。）

(利用の手続)

第6条 第4条第1項第1号ア又はイに掲げる事業を利用しようとする者は、介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（様式第1号）に被保険者証を添付して市長に届け出なければならない。なお、要支援認定者は、小樽市介護保険条例施行規則（平成12年小樽市規則第62号。以下「規則」という。）第14条に規定する居宅・介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書による届出をもって、上記届出があったものとみなす。

(介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額)

第7条 省令第140条の63の2第1項第1号イの規定により小樽市が定める第1号訪問事業又は第1号通所事業に要する費用の額は、別表に掲げる1単位の単価に別添1に掲げる単位数を乗じて算定するものとする。

- 2 前項の規定により算定した場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

- 3 省令第140条の63の2第1項第1号ロの規定により小樽市が定める第1号介護予防支援事業に要する費用の額は、別表に掲げる1単位の単価に別添1に掲げる単位数を乗じて算定するものとする。

(第1号訪問事業又は第1号通所事業に要する費用の支給)

第8条 市長は、前条の規定により算定された第1号訪問事業又は第1号通所事業に要する費用の額の100分の90に相当する額を指定事業者に支払うものとする。

- 2 第1号訪問事業又は第1号通所事業の利用者が第1号被保険者であつて法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条同項に規定する政令で定める額以上である場合（次項に規定する場合を除く）において、前項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。
- 3 第1号訪問事業又は第1号通所事業の利用者が第1号被保険者であつて法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条同項に規定する政令で定める額以上である場合において、第1項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

（第1号介護予防支援事業に要する費用の額）

第8条の2 市長は、第7条第3項の規定により算定された第1号介護予防支援事業に要する費用の額の100分の100に相当する額を地域包括支援センターに支払うものとする。

（介護予防・生活支援サービス事業の利用者負担）

第8条の3 第8条第1項の場合の利用者負担は、第7条の規定により算定された第1号訪問事業又は第1号通所事業に要する費用の100分の10に相当する額とする。

- 2 第8条第2項の場合の利用者負担は、第7条の規定により算定された第1号訪問事業又は第1号通所事業に要する費用の100分の20に相当する額とする。
- 3 第8条第3項の場合の利用者負担は、第7条の規定により算定された第1号訪問事業又は第1号通所事業に要する費用の100分の30に相当する額とする。
- 4 前条の場合の利用者負担は、ないものとする。

（第1号事業支給費に係る審査及び支払）

第9条 市長は、第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を、法第115条の45の3第6項の規定により北海道国民健康保険団体連合会に委託して行う。

（支給限度額）

第10条 第8条の規定により支払う額の限度額は、法第55条第1項の規定の例によるものとする。

- 2 前項の規定を第5条第2号に規定する事業対象者に適用する場合において、介護予防サービス費等区分支給限度基準額に相当する単位数は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）（以下「支給限度基準額告示」という。）第2号イに規定する単位数とする。

ただし、当該単位数を超えてサービスを受けることによって、事業対象者の自立支援につながる状態であると市長が認めた場合は、支給限度基準額告示第2号ロに規定する単位数とすることができる。

- 3 居宅要支援被保険者が、第1号訪問事業又は第1号通所事業及び介護予防サービス等（介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）を利用するときは、第1号訪問事業又は第1号通所事業の支給額及び介護予防サービス等の支給額の合計額は、第1項の限度額を超えることができない。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第11条 市長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行う。

2 高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第61条及び法第61条の2に定める規定を準用する。

(償還給付等の手続)

第12条 法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費に係る償還給付及び高額介護予防サービス費等相当事業費の支給に関する手続については、規則第24条及び規則第24条の2の保険給付に関する規定を準用する。

2 申請及び支給決定等に係る様式は、規則第24条及び規則第24条の2に定める保険給付に係る様式を用いるものとする。

(指定等の申請等)

第13条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、厚生労働大臣の定める様式及び暴力団排除に係る誓約書（様式第2号）（以下「厚生労働大臣の定める様式等」という。）により、原則、事業開始予定日の1月前までに行うものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、法第115条の45の5第2項の規定及び基準要綱に基づき指定の適否を審査し、指定をすることを決定したときは当該申請をした者に対し、事業者指定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

4 当該事業者を指定することにより、小樽市介護保険計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合、又は地域支援事業の円滑、かつ、適切な実施に際し支障が生じる場合においては、第2項の指定を行わないことができる。

5 指定事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同法同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)(以下これらを「暴力団員等」という。)であってはならない。

6 指定事業者は、その事業の運営に当たって、暴力団員等を排除するために必要な措置を講じなければならない。

(指定事業者の指定の更新の申請)

第14条 指定事業者の指定の更新は、次に掲げるサービスに応じて、それぞれ次に掲げる者からの申請により行う。

(1) 訪問型サービス

前条の規定による指定事業者

(2) 通所型サービス

前条の規定による指定事業者

- 2 法第115条の45の6第1項の規定による申請は、厚生労働大臣の定める様式等により行うものとする。
- 3 前条第2項から第6項までの規定は、指定の更新について準用する。

(指定の基準)

第15条 指定事業者は、基準要綱に掲げる基準に従い、訪問型サービス及び通所型サービスの事業を行うものとする。

(指定の有効期間)

第16条 省令第140条の63の7の規定により市が定める期間（以下「有効期間」という。）は、原則6年とする。ただし、これにより難い場合、地域の実情に応じ検討し、別途その期間を定める。

(変更の届出等)

第17条 指定事業者は、指定の申請事項に変更があったときは、厚生労働大臣の定める様式等を10日以内に市長に提出しなければならない。

- 2 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止、休止又は再開しようとするときは、厚生労働大臣の定める様式等をその廃止、休止の日の1月前まで、又は再開の日から10日以内に市長に提出しなければならない。
- 3 指定事業者は、前項の規定による総合事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の1月以内に当該総合事業に係るサービスを受けていた者であつて、当該総合事業の廃止又は休止の日以降においても引き続き当該サービスの提供を希望するものに対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、他の訪問型サービス又は通所型サービスを行う事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(事業者情報の提供)

第18条 市長は、第13条から前条までの規定による申請又は届出の受理をしたときは、介護保険サービス事業者管理台帳システム（以下「台帳システム」という。）を運用する地方公共団体に対し、台帳システムの入力及び、指定事業者が国民健康保険団体連合会へ費用を請求するために必要な様式の項目及びその他必要な情報について提供するものとする。

(指導及び監査)

第19条 市長は、小樽市総合事業の適切、かつ、有効な実施のため小樽市総合事業を実施する者に対して、指導、調査及び監査を行うものとする。

- 2 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）を実施する者に対する指導及び調査は、法第23条の規定を準用するとともに、小樽市指定地域密着型サービス事業者等運営指導実施要綱の規定に基づき行うものとする。
- 3 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）を実施する者に対する監査は、法第115条の45の7及び小樽市指定地域密着型サービス事業者等監査要綱の規定に基づき行うものとする。

(不正利得の返還等)

第20条 市長は、偽りその他不正な行為により、指定事業者が法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費の支払を受けたときは、法第22条第3項の規定を準用し、当該支給費の全額又は一部の返還を求めることができる。

2 市長は、不正利得の返還を求めるときは、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、小樽市総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。ただし、指定事業者の指定の更新その他の必要な準備行為は、この要綱の施行前においても、行うことができる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱中、別添1に追加された「平成30年度介護報酬改定前の」については、平成30年7月30日から施行し、平成30年4月1日から適用する。次の各号に掲げる規定等は当該各号に定める日から施行し、それまでの間については、なお従前の例による。

(1) 第2条、第4条、第5条、第7条第3項、第8条第2項及び第3項、第8条の2、第8条の3、第12条第2項、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条第2項及び第3項、第20条、別表の規定 平成30年8月1日

(2) 別添1（「平成30年度介護報酬改定前の」の文言を除く）の規定、様式2、様式3、様式4 平成30年10月1日

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、指定事業所の指定の更新その他の必要な準備行為は、この要綱の施行前においても、行うことができる。

(新型コロナウイルス感染症への対応)

- 2 令和3年9月30日までの間は、別添1の訪問型サービス費の(1)のイからハ及び(2)のイからリ、通所型サービス費の(1)のイからハ及び(2)のイからリ並びに介護予防ケアマネジメント費の(1)について、それぞれの所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。ただし、指定事業者の指定の更新その他の必要な準備行為は、この要綱の施行前においても、行うことができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、指定事業者の指定の更新その他の必要な準備行為は、この要綱の施行前においても、行うことができる。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。ただし、指定事業者の指定の更新その他の必要な準備行為は、この要綱の施行前においても、行うことができる。

別表（第7条関係）

サービス種類	1単位の単価
訪問型サービス	厚生労働省大臣が定める1単位の単価（平成30年厚生労働省告示第78号。以下「単価告示」という。）の規定により10円に小樽市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。
通所型サービス	単価告示の規定により10円に小樽市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。
介護予防ケアマネジメント	単価告示の規定により10円に小樽市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。

別添1

訪問型サービス費及び通所型サービス費は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げるほかは、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号）、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第86号）及び同基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和6年3月15日老認発0315第5号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。

1 訪問型サービス費

(1) 指定相当訪問型サービス費 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

- | | |
|----------------------------------|----------|
| イ 1週に1回程度の場合
（事業対象者・要支援1・2） | 1, 176単位 |
| ロ 1週に2回程度の場合
（事業対象者・要支援1・2） | 2, 349単位 |
| ハ 1週に2回を超える程度の場合
（事業対象者・要支援2） | 3, 727単位 |

(2) 共生型指定相当訪問型サービス費 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

- イ 1週に1回程度の場合
（事業対象者・要支援1・2）

(1) 指定障害福祉サービス等基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者において、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級課程又は旧2級課程修了者及び居宅介護職員初任者研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）が指定相当訪問型サービスを提供する場合

1, 176単位

(2) 指定障害福祉サービス等基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者において、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する3級課程修了者については、相当する研修課程修了者に含むものとする。）、実務経験を有する者（平成18年3月31日において身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものをいう。）及び廃止前の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修又は知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者（これらの研修課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「旧外出介

護研修修了者」という。)を含む。)が指定相当訪問型サービスを提供する場合

823単位

- (3) 指定障害福祉サービス等基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者において、重度訪問介護従業者養成研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。)が指定相当訪問型サービスを提供する場合(早朝・深夜帯や年末年始などにおいて、一時的に人材確保の観点から市町村がやむを得ないと認める場合に限る。)又は障害者総合支援法第5条第3項に規定する重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス(同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス)の事業を行う者(以下「指定重度訪問介護事業所」という。)が指定相当訪問型サービスを提供する場合

1,094単位

ロ 1週に2回程度の場合

(事業対象者・要支援1・2)

- (1) (2)のイの(1)と同様の場合 2,349単位
(2) (2)のイの(2)と同様の場合 1,644単位
(3) (2)のイの(3)と同様の場合 2,185単位

ハ 1週に2回を超える程度の場合

(事業対象者・要支援2)

- (1) (2)のイの(1)と同様の場合 3,727単位
(2) (2)のイの(2)と同様の場合 2,609単位
(3) (2)のイの(3)と同様の場合 3,466単位

(3) 初回加算 200単位(1月につき)

(4) 生活機能向上連携加算

イ 生活機能向上連携加算 (I) 100単位(1月につき)

ロ 生活機能向上連携加算 (II) 200単位(1月につき)

(5) 口腔連携強化加算 50単位(1月につき)

(6) 介護職員等処遇改善加算

イ 介護職員処遇改善加算 (I) +所定単位× 245/1000

ロ 介護職員処遇改善加算 (II) +所定単位× 224/1000

ハ 介護職員処遇改善加算 (III) +所定単位× 182/1000

ニ 介護職員処遇改善加算 (IV) +所定単位× 145/1000

ホ 介護職員等処遇改善加算 (V)

(1) 介護職員等処遇改善加算 (V) (1) +所定単位× 221/1000

(2) 介護職員等処遇改善加算 (V) (2) +所定単位× 208/1000

(3) 介護職員等処遇改善加算 (V) (3) +所定単位× 200/1000

(4) 介護職員等処遇改善加算 (V) (4) +所定単位× 187/1000

(5) 介護職員等処遇改善加算 (V) (5) +所定単位× 184/1000

(6) 介護職員等処遇改善加算 (V) (6) +所定単位× 163/1000

(7) 介護職員等処遇改善加算 (V) (7) +所定単位× 163/1000

(8) 介護職員等処遇改善加算 (V) (8) +所定単位× 158/1000

(9) 介護職員等処遇改善加算 (V) (9)	+ 所定単位 ×	142 / 1000
(10) 介護職員等処遇改善加算 (V) (10)	+ 所定単位 ×	139 / 1000
(11) 介護職員等処遇改善加算 (V) (11)	+ 所定単位 ×	121 / 1000
(12) 介護職員等処遇改善加算 (V) (12)	+ 所定単位 ×	118 / 1000
(13) 介護職員等処遇改善加算 (V) (13)	+ 所定単位 ×	100 / 1000
(14) 介護職員等処遇改善加算 (V) (14)	+ 所定単位 ×	76 / 1000

注1 利用者に対して、指定相当訪問型サービス事業所（指定相当訪問型サービス等基準第4条第1項に規定する指定相当訪問型サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、指定相当訪問型サービスを行った場合に、介護予防サービス計画（指定相当訪問型サービス等基準第14条に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。

注2 (1)及び(2)については、省令第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注5 指定相当訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定相当訪問型サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定相当訪問型サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定相当訪問型サービス事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

注6 (3)について、指定相当訪問型サービス事業所において、新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（指定相当訪問型サービス等基準第4条第2項に規定するサービス提供責任者に相当する者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の指定相当訪問型サービスを行った日の属する月に指定相当訪問型サービスを行った場合又は当該指定相当訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定相当訪問型サービスを行った日の属する月に指定相当訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

注7 (4)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理

組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、イについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位（1月につき）
- ロ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位（1月につき）

注8 (5)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

注9 (6)イ～ニについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）(1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）(1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）(1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）(1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数

注10 (6)ホについて、令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める介護職員等特定処遇改善加算の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所（注9の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算（V）(1) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算（V）(2) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算（V）(3) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算（V）(4) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算（V）(5) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算（V）(6) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算（V）(7) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算（V）(8) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算（V）(9) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算（V）(10) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算（V）(11) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算（V）(12) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算（V）(13) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算（V）(14) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

注11 介護職員等処遇改善加算、介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。また、「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額の算定に当たっては、当該減算前の単位数を算入するものとする。

注12 1の(1)について、利用者が一の指定相当訪問型サービス事業所において指定相当訪問型サービスを受けている間は、当該指定相当訪問型サービス事業所以外の指定相当訪問型サービス事業所が指定相当訪問型サービスを行った場合に、訪問型サービス費は、算定しない。

注13 共生型訪問介護相当サービスにおける障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者及び重度訪問介護従業者養成研修課程修了者等による共生型訪問介護の取扱い

(2)のイの(1)、ロの(1)及びハの(1)以外の研修課程修了者については、65歳に達した日の前日において、これらの研修課程修了者が勤務する指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所において、指定居宅介護又は指定重度訪問介護を利用していた高齢障害者に対してのみ、訪問介護相当サービスを提供できることとする。すなわち、新規の要支援高齢者へのサービス提供はできない。

2 通所型サービス費

(1) 指定相当通所型サービス費 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

イ 事業対象者・要支援1 1,798単位

ロ 事業対象者・要支援2（週1回程度の通所） 1,798単位

ハ 事業対象者・要支援2（週2回程度の通所） 3,621単位

(2) 共生型指定相当通所型サービス費 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

イ（共生型）事業対象者・要支援1

(1) 指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所が行う場合 1,672単位

(2) 指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所が行う場合・指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所が行う場合 1,708単位

(3) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所が行う場合・指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所が行う場合 1,618単位

ロ（共生型）事業対象者・要支援2 週1回程度の通所

(1) (2)のイの(1)と同様の場合 1,672単位

(2) (2)のイの(2)と同様の場合 1,708単位

(3) (2)のイの(3)と同様の場合 1,618単位

ハ（共生型）事業対象者・要支援2 週2回程度の通所

(1) (2)のイの(1)と同様の場合 3,368単位

(2) (2)のイの(2)と同様の場合 3,440単位

(3) (2)のイの(3)と同様の場合 3,259単位

(3) 生活機能向上グループ活動加算 100単位（1月につき）

(4) 若年性認知症利用者受入加算 240単位（1月につき）

(5) 栄養アセスメント加算 50単位（1月につき）

(6) 栄養改善加算 200単位（1月につき）

(7) 口腔機能向上加算

イ 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位（1月につき）

ロ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位（1月につき）

(8) 一体的サービス提供加算 480単位（1月につき）

(9) サービス提供体制強化加算

イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

① 事業対象者・要支援1 88単位（1月につき）

② 事業対象者・要支援2 88単位（1月につき・週1回程度の通所）

③ 事業対象者・要支援2 176単位（1月につき・週2回程度の通所）

ロ サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)		
① 事業対象者・要支援1	72単位 (1月につき)	
② 事業対象者・要支援2	72単位 (1月につき・週1回程度の通所)	
③ 事業対象者・要支援2	144単位 (1月につき・週2回程度の通所)	
ハ サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)		
① 事業対象者・要支援1	24単位 (1月につき)	
② 事業対象者・要支援2	24単位 (1月につき・週1回程度の通所)	
③ 事業対象者・要支援2	48単位 (1月につき・週2回程度の通所)	
(10) 生活機能向上連携加算	200単位 (1月につき)	
イ 生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	100単位 (1月につき)	
※ 3月に1回を限度とする		
ロ 生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200単位 (1月につき)	
※ 運動器機能向上加算を算定している場合には、100単位 (1月につき)		
(11) 口腔・栄養スクリーニング加算		
イ 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ)	20単位 (1回につき)	
※ 6月に1回を限度とする		
ロ 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ)	5単位 (1回につき)	
※ 6月に1回を限度とする		
(12) 科学的介護推進体制加算	40単位 (1月につき)	
(13) 介護職員等処遇改善加算		
イ 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	+所定単位×	92/1000
ロ 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	+所定単位×	90/1000
ハ 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	+所定単位×	80/1000
ニ 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	+所定単位×	64/1000
ホ 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)		
(1) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(1)	+所定単位×	81/1000
(2) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(2)	+所定単位×	76/1000
(3) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(3)	+所定単位×	79/1000
(4) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(4)	+所定単位×	74/1000
(5) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(5)	+所定単位×	65/1000
(6) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(6)	+所定単位×	63/1000
(7) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(7)	+所定単位×	56/1000
(8) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(8)	+所定単位×	69/1000
(9) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(9)	+所定単位×	54/1000
(10) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(10)	+所定単位×	45/1000
(11) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(11)	+所定単位×	53/1000
(12) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(12)	+所定単位×	43/1000
(13) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(13)	+所定単位×	44/1000
(14) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(14)	+所定単位×	33/1000
(14) 生活相談員配置等加算 (共生型指定相当通所型サービスのみのみ)		
イ (2)のイ・ロを算定している場合	52単位 (1月につき)	
ロ (2)のハを算定している場合	104単位 (1月につき)	

注1 看護職員(指定相当訪問型サービス等基準第48条第2号に規定する看護職員をいう。以下同じ。)又は介護職員の員数を置いているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所(同条第1項に規定する指定相当通所型サービス事業所をいう。以下同じ。)において、指定相当通所型サービスを行った場合に、介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

注2 利用者が事業対象者(省令第140条の62の4第2号に定める者をいう。以下同じ。)であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた場合については(1)のイに掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の指定相当通所型サービスが必要とされた場合については(1)のハに掲げる所定単位数を、それぞれ算定する。

注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注5 (1)及び(2)について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に $70/100$ を乗じる。

注6 (1)及び(2)について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に $70/100$ を乗じる。

注7 (1)及び(2)について、利用者が一の指定相当通所型サービス事業所において指定相当通所型サービスを受けている間は、当該指定相当通所型サービス事業所以外の指定相当通所型サービス事業所が指定相当通所型サービスを行った場合に、通所型サービス費は、算定しない。

注8 (1)及び(2)について、指定相当通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定相当通所型サービス事業所と同一建物から当該指定相当通所型サービス事業所に通う者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(1) (1)及び(2)のイ・ロを算定している場合 376 単位

(2) (1)及び(2)のハを算定している場合 752 単位

注9 利用者に対して、その居宅と指定相当通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位((1)及び(2)のイ・ロを算定している場合は1月につき376単位を、(1)及び(2)のハを算定している場合は1月につき752単位を限度とする。)を所定単位数から減算する。ただし、注8を算定している場合は、この限りでない。

注10 (3)について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サ

ービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

注 11 (3)における機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

注 12 (5)について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

注 13 (8)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(6)又は(7)を算定している場合は、算定しない。

注 14 (13イ～ニ)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)(1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

注 15 (13ホ)について、令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所(注14の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)(1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

- (2) 介護職員等処遇改善加算 (V) (2) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算 (V) (3) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算 (V) (4) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算 (V) (5) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算 (V) (6) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算 (V) (7) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算 (V) (8) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算 (V) (9) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算 (V) (10) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算 (V) (11) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算 (V) (12) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算 (V) (13) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算 (V) (14) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

注 16 (14)について、共生型指定相当通所型サービス提供日に生活相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）が1名以上配置され、当該事業所が地域や多世代との関わりを持つための活動等を行っている場合に算定することができる。

注 17 「事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合」、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

3 介護予防ケアマネジメント費

(1) 介護予防ケアマネジメント費	442単位（1月につき）
(2) 初回加算	300単位（1月につき）
(3) 委託連携加算	300単位

注1 介護予防ケアマネジメント費の算定は、要支援1及び要支援2を対象とする。

注2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

		区 分 新規・変更	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
フリガナ		生 年 月 日	
		年 月 日	
住所 〒		電話番号 ()	
介護予防ケアマネジメントを依頼(変更)する地域包括支援センター			
地域包括支援センター名		地域包括支援センターの所在地	〒
		電話番号 ()	
介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入してください。			
居宅介護支援事業所名		居宅介護支援事業所の所在地	〒
		電話番号 ()	
地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等			
※変更する場合のみ記入してください。			
変更年月日 (年 月 日)			
(宛先)小樽市長 上記の地域包括支援センターに介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出ます。 年 月 日 住 所 被保険者 氏 名			
		電話番号 ()	

備考 記入上の注意事項について、余白に記載すること。

暴力団排除に係る誓約書

年 月 日

殿

申請者（名称）
（代表者の職名・氏名）

申請者及び役員等は、小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第13条第5項に規定されている暴力団員等に該当しないことを誓います。

なお、本誓約書の内容について、小樽市が小樽警察署に照会することを承諾します。

【小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱】

（指定等の申請等）

第13条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、厚生労働大臣の定める様式及び暴力団排除に係る誓約書（様式第2号）（以下「厚生労働大臣の定める様式等」という。）により、原則、事業開始予定日の1月前までに行うものとする。

- 5 指定事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同法同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)(以下これらを「暴力団員等」という。)であってはならない。
- 6 指定事業者は、その事業の運営に当たって、暴力団員等を排除するために必要な措置を講じなければならない。

事業者名
役職 代表者名 様

小 樽 市 長



事業者指定通知書

標記の件について、介護保険法第115条の45の5第1項の規定により指定事業者として指定しましたので、通知します。

事業者の名称	
代表者の職名・氏名	
事業所の名称	
事業所番号	
事業所の所在地	
指定年月日	
指定の有効期限	
サービスの種類	